

中津川都市計画用途地域の変更

(中津川市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 25 ha	6/10以下	4/10以下	—	—	10m	2.6%
	約 132 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	—	10m	14.2%
小計	約 170 ha	10/10以下	6/10以下	1.0m	—	10m	18.3%
	約 326 ha						35.1%
第二種低層住居専用地域	約 6.7 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.7%
第一種中高層住居専用地域	約 10 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	—	1.1%
小計	約 42 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.5%
	約 52 ha						5.6%
第二種中高層住居専用地域	約 29 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.1%
第一種住居地域	約 115 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	12.3%
第二種住居地域	約 2.7 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.3%
準住居地域	約 37 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.9%
田園住居地域	—	—	—	—	—	—	0.0%
近隣商業地域	約 47 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	5.0%
小計	約 39 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	4.2%
	約 86 ha						9.2%
商業地域	約 12 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	1.3%
	約 18 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	1.9%
小計	約 1.8 ha	60/10以下	8/10以下	—	—	—	0.2%
	約 32 ha						3.4%
準工業地域	約 125 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	13.5%
工業地域	約 11 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.2%
工業専用地域	約 109 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.7%
合計	約 931 ha						100.0%

「種類・位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

(都)青木斧戸線が整備されることにより、市内北部や飛騨地方からの広域的なアクセス性が高まっていくなかで、青木斧戸線沿線地区では、生活利便施設の誘致を図るとともに、周辺に配慮した快適な居住環境の確保を図るため、用途地域の変更を行うものとなります。